平成２５年（再イ）第３１号
熊本市北区清水万石１丁目７番52―３号
再生債務者　池田　光幸
1　決議に付する再生計画案　平成26年１月８日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年１月23日
3　再生計画案に対する回答期間　平成26年１月23日まで
平成26年１月９日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（再イ）第４９号
兵庫県尼崎市次屋１丁目14番３号
再生債務者　後藤要志雄
1　決議に付する再生計画案　平成25年12月20日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年１月29日
3　再生計画案に対する回答期間　平成26年１月29日まで
平成26年１月８日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２５年（再イ）第５５号
兵庫県尼崎市長洲中通２丁目５番12号
再生債務者　小川　和彦
1　決議に付する再生計画案　平成25年12月19日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年１月29日
3　再生計画案に対する回答期間　平成26年１月29日まで
平成26年１月８日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２５年（再イ）第４５号
兵庫県尼崎市西長洲町２丁目30番11―105号
再生債務者　片山　政樹
1　決議に付する再生計画案　平成25年12月17日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年１月30日
3　再生計画案に対する回答期間　平成26年１月30日まで
平成26年１月９日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２５年（再イ）第５４号
兵庫県尼崎市武庫之荘本町１丁目11番29号
再生債務者　辻森　毅英
1　決議に付する再生計画案　平成26年１月６日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年１月30日
3　再生計画案に対する回答期間　平成26年１月30日まで
平成26年１月９日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２５年（再イ）第１３号
徳島県徳島市末広５丁目１番16―９号
再生債務者　田中　稔
1　決議に付する再生計画案　平成25年12月24日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年１月30日
3　再生計画案に対する回答期間　平成26年２月６日まで
平成26年１月９日　徳島地方裁判所民事部

平成２５年（再イ）第５０号
北九州市八幡西区穴生４丁目８番12―302号
再生債務者　黒岩　久弥
1　決議に付する再生計画案　平成25年12月25日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年１月30日
3　再生計画案に対する回答期間　平成26年１月30日まで
平成26年１月９日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（再イ）第５７号
兵庫県尼崎市昭和南通４丁目58番地　ＫＴ―２―304
再生債務者　西　美鈴
1　決議に付する再生計画案　平成26年１月６日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年１月31日
3　再生計画案に対する回答期間　平成26年１月31日まで
平成26年１月10日　神戸地方裁判所尼崎支部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２５年（再イ）第２４号
山梨県韮崎市大草町上條東割546番地２
再生債務者　安井　幸
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成26年１月９日
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（再イ）第９号
福岡県行橋市行事４丁目３番45号
再生債務者　渡邊　康治
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成26年１月10日
福岡地方裁判所行橋支部再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２４年（再ロ）第２号
千葉県佐倉市染井野６丁目８番地17、在留証明上の住所台湾桃園縣蘆竹鄉新南路一段376號
再生債務者　石村　正樹
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年１月30日まで
4　一般異議申述期間　平成26年２月13日から平成26年２月27日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（再ロ）第３号
長崎県大村市協和町1737番地　宮崎アパート２号室
再生債務者　雄鹿　智博
1　決定年月日時　平成26年１月10日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年１月31日まで
4　一般異議申述期間　平成26年２月14日から平成26年２月28日まで
長崎地方裁判所大村支部

平成２５年（再ロ）第１２号
熊本市北区兎谷２丁目７番８号
再生債務者　寺﨑　英敏
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年２月７日まで
4　一般異議申述期間　平成26年２月21日から平成26年２月28日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（再ロ）第１１号
京都市山科区小野鐘付田町15番地６
再生債務者　ＳＡＬＩＭＩＥＳＭＡＩＬ（サリミ　エスマイル）
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年２月10日まで
4　一般異議申述期間　平成26年２月13日から平成26年２月20日まで
京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２５年（再ロ）第１号
愛媛県今治市国分３丁目１番53号
再生債務者　高橋　祐一
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年12月19日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成26年２月７日まで
平成26年１月10日　松山地方裁判所今治支部

平成２５年（再ロ）第１号
滋賀県愛知郡愛荘町愛知川423番地２
再生債務者　伊藤　努
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年12月26日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成26年２月13日まで
平成26年１月９日　大津地方裁判所彦根支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２５年（再ロ）第１００７２号
東京都目黒区上目黒３―27―17
再生債務者　大渕　康文
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年12月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年１月７日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再ロ）第１００６６号
東京都板橋区高島平１―71―８―303
再生債務者　山田　貢
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年12月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年１月７日
東京地方裁判所民事第20部